令和８年（フ）第２５８号
愛媛県松山市泉町131番地　泉町アパート201号
債務者　越智　　裕
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６６号
愛媛県松山市山西町862番地１　メルベーユ山西Ａ　201号
債務者　坂本陽奈乃
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
愛媛県松山市本町６丁目６番地７　ロータリー本町816号
債務者　二宮　三保
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７９号
愛媛県松山市萱町６丁目105番地１　フォレスト中央706号
債務者　濱岡　知美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０１号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井365番地８
債務者　藤川　　聡
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１号
愛媛県大洲市松尾902番地
債務者　清水　保江
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第５６号
愛媛県今治市小泉２丁目11番42号　ＩＳ　Ｖ　ＩＲＧＯ　101号
債務者　髙島ひろみ
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５７号
愛媛県越智郡上島町魚島二番耕地135番地
高井神第二住宅203号
債務者　今田　　進
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第６０号
愛媛県今治市波方町波方甲2080番地３
債務者　越智美奈子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４０６号
大分市古国府６丁目５番37号　モンポエームⅡ201
債務者　城崎　公之
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１７号
大分市二又町３丁目２番１―203号　グリーンビル羽屋
債務者　河越　千浩
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４３号
大分市大字上判田1893番地
債務者　小林　尊子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５１号
大分市角子原２丁目３番５号　パークサイド久野Ⅱ107
債務者　上野　英輔
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７号
大分県佐伯市大字上岡1637番地１　リバーサイド上岡　203号室
債務者　野中　梨穂
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第３２４号
宮崎市吉村町寺ノ下甲2290番地　コスタ吉村103号、前住所宮崎市新別府町城元191番地５
債務者　取附　健介
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２６号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4133番地17
債務者　向井　優貴
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４１号
宮崎市広島１丁目８番９号　ジョイ広島405号
債務者　阿萬　千香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　宮崎地方裁判所破産係